

保振社振 18 第 103 号  
平成 18 年 4 月 19 日

短期社債振替制度利用者  
一般債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

「社債等に関する業務規程」等の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

会社法制の現代化を内容とする「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されます。これらの施行に併せて、社債等に関する業務規程等について、別添のとおり一部改正を行い、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の改正概要は下記のとおりです。

記

会社法等の施行に伴う形式的な規定文言の整理等

「社債等に関する業務規程」及び「社債等に関する業務規程施行規則」について、会社法等の施行に伴う形式的な規定文言の整理等を行う。

以 上